

歯科口腔保健の推進に関する 基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月10日公布・施行)

○ 歯科口腔保健の推進のため、平成23年8月10日に、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行された。

目的(第1条関係)

- ・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- ・国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」)の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念(第2条関係)

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務(第3～6条関係)

- ①国及び地方公共団体、②歯科医師等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、各々の責務を規定

国及び地方公共団体が講ずる施策(第7～11条関係)

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

基本的事項の策定等(第12,13条関係)

財政上の措置等(第14条関係)

口腔保健支援センター(第15条関係)

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平成24年7月23日厚生労働大臣告示)

- 歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として、平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が策定された。

基本方針、目標等

- ・口腔の健康の保持・増進による健康格差の縮小を目指し、②～⑤についてアウトカムとしての目標及びプロセスとしての計画を設定する。
- ・具体的な目標・計画については、策定後5年(平成29年度)を目途に中間評価、策定後10年(令和4年度)を目途に、最終評価を行い、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の施策に反映させる。

- ①口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- ②歯科疾患の予防
- ③口腔機能の維持・向上
- ④定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- ⑤歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

※②～⑤について、各々の目標・計画を達成すること等により①の実現を目指す。

都道府県、市町村の基本的事項策定

- ・都道府県及び市町村は、本基本的事項を勘案し、地域の実情に応じた基本的事項を定めるよう努める。

調査、研究に関する基本的事項


- ・調査の実施及び活用
- ・研究の推進

その他の重要事項

- ・正しい知識の普及に関する事項: 国民の主体的な取組を支援していくため、十分かつ的確な情報提供が必要
- ・歯科口腔保健を担う人材: 確保及び資質向上に努めることが必要
- ・連携及び協力に関する事項: 歯科口腔保健を担う者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努めることが必要

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標値（策定時）①

歯科疾患の予防における目標

 :「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

(1) 乳幼児期

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	90%

(2) 学齢期

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	65%
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	20%

(3) 成人期（妊産婦である期間を含む。）

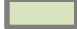
具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%

(4) 高齢期

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	70%
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	50%

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標値（策定時）②

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

 :「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

(1) 乳幼児期及び学齢期

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%

(2) 成人期及び高齢期

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	80%

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

(1) 障害者・障害児

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%

(2) 要介護高齢者

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2%	50%

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

具体的指標	策定時の現状	目標値（平成34年度）
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	23都道府県
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	28都道府県
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	36都道府県

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価について

平成29年5月から平成30年2月にかけて議論し、平成30年9月20日に報告書が了承された。

5段階で評価

策定時の値と直近値を比較

- a1 改善しており、目標を達成している
- a2 改善しているが、目標は達成していない
- b 変わらない
- c 悪化している
- d 設定した指標又は把握方法が異なるため評価が困難

5つの目標毎の進捗状況

- ① 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
※具体的な目標は設定されていない。
- ② 歯科疾患の予防
a1, a2の達成率：81.8% (9/11)
- ③ 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
a1, a2の達成率：0% (0/2)
- ④ 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
a1, a2の達成率：0% (0/2)
- ⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
a1, a2の達成率：100.0% (4/4)
⇒全体でのa1, a2の達成率：68.4% (13/19)

十分に改善を認めた主な指標

具体的指標	策定時	目標値	直近値
60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年)	70% (平成34年度)	74.4% (平成28年)
80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% (平成17年)	50% (平成34年度)	51.2% (平成28年)
3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県 (平成21年)	23都道府県 (平成34年度)	26都道府県 (平成27年)
12歳児の一人平均う歯数が1.0未満である都道府県の増加	7都道府県 (平成23年)	28都道府県 (平成34年度)	28都道府県 (平成28年)

改善が不十分な主な指標

具体的指標	策定時	目標値	直近値
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年)	25% (平成34年度)	44.7% (平成28年)
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年)	45% (平成34年度)	62.0% (平成28年)
障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9% (平成23年)	90% (平成34年度)	62.9% (平成28年)

中間評価での目標値の変更

歯科疾患の予防における目標

(4) 高齢期

項目	変更前の目標値 (平成34年度)	変更後の目標値 (令和4年度)
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	70%	80%
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	50%	60%

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

項目	変更前の目標値 (平成34年度)	変更後の目標値 (令和4年度)
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	23都道府県	47都道府県
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	28都道府県	47都道府県
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	36都道府県	47都道府県

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（概要）①

（平成30年9月20日 地域保健健康増進栄養部会了承）

乳幼児期・
学齢期

う蝕は減少傾向だが、**う蝕有病率は高い水準**にあり、**社会経済的な要因による健康格差**が生じている。
エビデンスに基づく効果的・効率的な**ポピュレーションアプローチの推進が必要**。

成人期

歯肉炎・歯周炎を有する者の割合は改善が見られず、更なる実態把握及び対策の検討が必要。

高齢期

8020達成者が増加している一方、**齲蝕及び歯周病の有病率は増加傾向**。幅広い実態把握及びそれを踏まえた取組の検討が必要。

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

- 厚生労働科学研究班や専門家等の意見を参考に、健康格差の具体的な評価指標や評価手法等を定める。
- 先行研究や既存のデータを活用し、う蝕有病者率の市区町村別の地域差の推移等を追跡し、健康格差の実態に関する参考とする。
- 歯周病の有病者率や健康行動、学校におけるフッ化物洗口の実施率等をアウトカムとした地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、**格差解消に向けエビデンスに基づく効果的な取組を推進**する。

歯科疾患の予防

- う蝕に関し、乳幼児期及び学齢期の状況は改善傾向だが、いずれのライフステージにおいても依然う蝕有病者率は高い水準にあるため、継続的な歯科疾患の予防に関する取組を検討しつつ、フッ化物の継続的な応用等、**すべての人々に効果的なう蝕予防策を推進**する。
- 歯周病に関し、傾向が変動的であり、その原因が明らかではないため、実態を正確に把握し、原因を明確にした上で最終評価を行う。
- 幼少期・学齢期から、予防への関心を高め、効果的なセルフケアや定期的なプロフェッショナルケアの促進など、**一次予防を強化するための取組を進める**とともに、原因の一つである**喫煙への対策**が重要。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（概要）②

（平成30年9月20日 地域保健健康増進栄養部会了承）

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

- 昨今、口腔機能低下に関する重要性が広く認識されつつあることから、H34年度以降に設定すべき目標を念頭に置き、咀嚼機能等を含めた口腔機能に関する指標・評価の検討を進める。
- 口腔機能の維持・向上に関するポピュレーションアプローチのあり方について、エビデンスを構築し、検討する。

定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健


- 今後さらに高齢者人口が増加していくことを踏まえ、地域包括ケアシステムにおける効果的・効率的な歯科保健サービスを提供する。
- 口腔内の環境の改善が全身の健康状態にも寄与することを踏まえ、要介護者等の口腔内の評価で必要な視点を整理し、口腔内の実態把握を適切に行う。
- 障害者（児）への定期的な歯科健診及び歯科医療の提供のため、国、都道府県、市区町村単位で関係部局と連携した施策・取組を推進する。

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 母子保健や高齢者保健などの関係行政分野と連携し、ライフステージに応じた横断的な施策の取組を中長期的な視点で検討する。
- 平成34年度以降に設定する目標の検討とあわせて、歯科健診に関するデータ収集を行うとともに、効果的・効率的に歯科疾患の一次予防を推進していくための環境整備を行う。
- 成人期以降においても、地域や職域の取組を活用し、定期的な検診の受診促進のための取組を推進する。
- 8020運動に続き、国民の歯の健康づくり運動を推進していくための次期目標設定に向け、適切な実態把握、課題の整理及びエビデンスの構築を進める。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標値（中間評価後）①

歯科疾患の予防における目標

 :「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

(1) 乳幼児期

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	83.0%	90%

(2) 学齢期

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	64.5%	65%
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	19.8%	20%

(3) 成人期（妊産婦である期間を含む。）

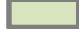
具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	27.1%	25%
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	44.7%	25%
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	35.1%	10%
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	73.4%	75%

(4) 高齢期

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	34.4%	10%
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	62.0%	45%
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	74.4%	80%
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	51.2%	60%

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標値（中間評価後）②

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

 :「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

(1) 乳幼児期及び学齢期

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	12.3%	10%

(2) 成人期及び高齢期

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	72.6%	80%

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

(1) 障害者・障害児

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	62.9%	90%

(2) 要介護高齢者

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2%	19.0%	50%

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

具体的指標	策定時の現状	中間評価	目標値（令和4年度）
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	52.9%	65%
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	26都道府県	47都道府県
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	28都道府県	47都道府県
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	43都道府県	47都道府県